

OB大学だより

特別版

今回のOB大学だよりは、2本立てです。世の中でも注目されている法科大学院とはどのようなところなのでしょう。

特許庁を退職され、現在同志社大学法科大学院でご活躍されている寺山先生にお話をうかがいました。

寺山 啓進 氏
同志社大学法科大学院教授



教育について

- 大学で教えるきっかけについて、お聞かせ下さい。

最初のきっかけは図書館情報大学、今の筑波大学で教えたことでした。そこでは、情報処理の専門家を目指している人もいれば、司書になることを目指している人もいて、その人たちが混在している中での講義でした。図書館情報大学へは歴代、特許庁から講師が派遣されていました。実は、私の入庁当時の審査長も、その大学の講師を務めていらっしゃいました。

図書館情報大学で2年目を務めていた頃、金沢大学法学部から話が来たんです。あのときは首席が終わって、数カ月、審判部の部門長をやっていました。3月頃だったと思いますが、急に金沢大学へ行ってくれないかと言われたのです。そこで、夏休み期間中に、1日4コマの授業を2週間やりました。聴く方も大変ですよ。4単位の講義が実質2週間で終わってしまうのですから。その後、明治大学へ行ってくれないかという話がありました。明治大学には、毎週土曜日に行っていたのです。土曜日に3コマ持っていました。昼間の法学部の学生と夜の法学部の学生に対する講義は、内容が一緒です。もう1つは大学院法学研究科の授業でした。特許庁を辞めた後も明治大学の講義を去年の3月まで続けていました。

そのような経験を経た上で、ここ(同志社大学法科大学院)へ来て本格的に専任になったわけです。

- 大学によって、学生のタイプの違いとかありますか？

違いますね。もしかしたら違うように見えるのは、国立大学だから学生はこうだろうとか、明治大学で都会のキャンパスだからこうだろうとか、関西の大学だからとか、ロースクールの学生で司法試験を全員が目指している学校だからこうだろうとか、そういう思い込みで何か変わっているのかもしれないですね。一口でどう違うというのは分かりませんが、違うという印象はあります。

- 講義はどの程度担当されているのですか？

年間で担当科目を全部で16単位持っています。1時間半の講義を半期やると、それで2単位ですから、各学期に4つずつ講義を持っているということです。

例えば1つの講義の準備のために仮に10時間かかるとすれば、40時間かかり、講義が $1.5 \times 4 = 6$ 時間でしよう。そうすると、週に最低46時間労働ですよね。実際、週に大体60時間ぐらいは働くことになっていますね。だから平日8~9時間労働で土日も休みなし。ですから、労働時間は非常に長いですね。それも会議で時間が取られるというのはわずかで、ほとんどこもって、エコノミーシート症候群になるかもしれないという状況で文献を読みあさっている感じです。それから、パワーポイントの資料を作って講義時に配布しています。数えたわけではありませんが、法科大学院向けに限っても、少なくとも400ページにはなると思います。

春学期はどういう講義を持っているかということ、ビジネススクールが1つ、大教室の講義が2つ、それから、法学研究科の国際知的財産法という講義で、全部で4つ。秋学期はロースクールの講義が2つ。これは火曜日と木曜日の18時25分から19時55分という講義で、講義後質問に答えると1時間ぐらい延長になるから21時ごろになります。それと法学研究科の「ビジネスと知財法」という講義です。それからもう1つ、学部の2年生の演習で全部です。

「ビジネスと知財法」という講義には、様々な分野の人においでいただき話をさせていただきました。佐伯部長にもお願いしましたし、庁のOBでいえば、山口大学知財本部の佐田教授に不実施補償の話をして頂いたり、同期で発明協会の流通センター常務理事の上野さんに講義をして頂いたりとか。大学技術移転協議会、昔のTLO協議会ですけど、その野尻事務局長に来ていただいたりとか、あるいは政策投資銀行の方に来て

いただいたりもしました。それから、オムロンの北尾さんには職務発明や知財情報開示の話をしていただくとか、そういうスタイルでの講義を「ビジネスと知財法」では採用しました。自分にとっても非常に勉強になりました。

- 講義以外にはどのような仕事をされていますか？

全学組織である発明委員会の委員と、それから研究倫理相談員もやっています。発明委員会には、その下部組織として発明評価委員会というのがあります。発明評価委員会というのは発明の価値を評価するということです。審査請求の是非、技術移転の是非はもちろん、出願の是非をも評価する組織です。他には、ロースクール国際交流委員会という委員会の委員もやっています。でも忙しくてなかなか手が回らないのが現状です。来年度は、クレームコミッティや法科大学院自己評価委員会のメンバーにもなります。

- 講義内容はやはり司法試験等を意識されているのですか？

本法科大学院では、一学年150名の学生のうち、知財法の科目登録をしている学生が77名います。要するに半分の学生が知財法の講義を受けているわけです。このうち、知財法を司法試験で選択する学生は、かなりの人数に上ると予想されます。

今年の司法試験の願書の提出状況から見て、選択科目のうちで選択者の数が一番多いのは労働法です。2番目が倒産法、3番目が知財法。知財法はだいたい17%の学生が選択科目としています。同志社大学では、おそらくそれが20%を超えるだろうという予想です。この点からしても責任を重く感じています。

法科大学院だから、司法試験に受かってなんぼという部分があります。かといって予備校ではありませんから、司法試験に受かることだけを目指す教育もしません。法律実務家として大きく育てたいと思っていますからです。例えば、アメリカビジネス法や法文化論のような科目もありますけど、これらの科目は試験とは直接関係ありません。しかし、試験に受かった後、幅広い基礎知識を持ち、大きく活躍できる人には、必須の授業と思っています。知財法の講義も試験に出そ





うな事項に絞った講義だけというわけにはいきません。

ただし、司法試験の内容を全く無視するわけにもい
かないので、法務省のホームページで公開されたサン
プルテスト問題や、全国の受験予定者が受けたプレテ
スト (<http://www.moj.go.jp/SHIKEN/pretest01.html>)
を、講義内容を決める際の判断材料としています。

プレテストの問題に関して意見を求められる機会が
ありましたので、その際には率直な意見を提出しまし
た。多数の意見は、この問題は非常に良いということ
でしたし、統計上も良問だということでしたが、私の
実感としてはちょっと違うものでした。

ちなみに、その問題というのは、独占的通常実施権
を持つ者は損害賠償を請求できるかとか、差し止めを
請求できるかとか、差し止め請求権の代位行使ができ
るかとか、そういう種類の問題です。いわゆる第三者
による債権侵害の問題を不法行為や妨害排除請求の観
点から解くというものです。

- 先生は理工系出身ですが、理工系の学生と法科大学
院の学生とで印象の違い等ありますか？

文系の人はしゃべるのが早いですね、法学部の方は、
まくし立てる人が多いです。質問に来るとだいたいま
くし立てていますよ、それが一番の印象。理系の人は
例外はあるけど、とつとつとしゃべる人が多いですね。
マクロ的な印象ではそこが一番違うと思います。

- 学生の知財への関心は如何ですか？

学生の知財への関心という点で言えば、明治大学で

講義していたとき、土曜日の朝9時からの講義で、し
かも講義がそれ1つしかないのに200人も聴きにきてい
ました。やっぱり知財ブームということがあると思い
ます。土曜日の9時からの講義、その1個のために、わ
ざわざ学校へ通うことは私だったらしなかったと思い
ますよね（笑）。

同志社でも、知財への関心は非常に高いものがあり
ます。大教室がほぼ満員でしたし、2年生後期の私の
ゼミの学生も非常に熱心に勉強をしていました。また、
ベンチャ企業を立ち上げている学生もいますし、修論
で知財をテーマに選ぶ学生も非常に増えているとのこ
とです。

- 先生の強みは何でしょうか？

明細書を1万件は読んでいること、しかも進歩性や
記載要件について悩みながら仕事を続けてきたこと
だと思います。30年間、併任・出向も行かずに審査官
をやっていたから、官補が担当している案件を含
めると、確実に1万件はやっています。サーチして引
用例として読んでいる分もカウントすればもっと数が増
えます。それが、特許権として保護すべき技術に対
する相場観を形成してきたと思っています。判例を分
析するときにも役立っています。それが、僕のセール
スポイントです。

今後、104条の3（特許権者の権利行使の制限）はま
ずますます重要な位置付けを占めてきます。仮想クレーム
の有効性が争われることになる均等論の第4要件も同
様ですが、進歩性の判断は、権利行使の局面でも重要
性をまします。そう言う場合は、審査官の経験が生き
ると思います。無効審判でも、いわゆる無効の抗弁で
も均等論でも役に立つはずですよ。

- 他の教授とは協力されたりするのでしょうか？

現在、京都大学法科大学院で教鞭を執られておられ
る松田先生は在職中に、大阪大学とか京都大学で教え
ておられました。そのとき以来、ずっと相談相手にな
っていただいています。また、お互いに助け合ってい
ます。分からないことが生ずると、メールでお互いに
質問し合ったりしています。東北大学の藤田教授とも
メールのやり取りをよくしています。

- 他の先生は皆さん法学部出身だと思いますが、違和感みたいなものを感じたことはありますか？

違和感はありません。しかし、同志社法科大学院の先生方は、非常にりっぱな方々が揃っておられますので、最初は、やっぱりたじろぎましたね。しかし、気さくで気軽に相談にのっていただける方も数多くいらっしゃるの、恵まれた環境であると感じています。法科大学院の学生も、学生同士でよく情報交換をし、助け合って勉強しているなという感想を持っています。ただ、ご指摘のとおり、司法研究科の先生については、おそらく理科系出身の先生というのは全国を探してもいないんじゃないかなと思います。専任教員は、おそらくいないと思います。

生活について

- 講義やゼミの無い時間帯はどのように過ごされていますか？

昨日で秋学期の講義が終わりました。4月の初めまで講義がないので、春休みだということで、うらやましく思われるかもしれませんね。しかし、これから期末テストの採点があるわけです。それから、この間まで来年度のシラバスを作っていたのですが、その後、追加で増えた2科目は、まだシラバスを作っていないので、作らなくてはけません。それから、自分の中では民法の知識が足りないなと思っていますので、民法を勉強しようと思っています。著作権法についても一部よく分かっていないところがあるという気持ちがあるから、それを勉強しようと思っています。

それから判例についても、『判例百選』や大淵先生の判例集掲載の判例であっても全文を読んでいない判例があるので、それも勉強しなくてはいけないなという、そういう気持ちがあります。さらに、弁理士会、AIPPIや経済産業調査会等の研修会や著作権研究会にも積極的に参加していますので、時間が足りなくて困っています。企業の方も含め、いろいろな方が会いにいらしてください。本当に時間が足りません。

赴任前は春休みにはどこか海外でも遊びに行こうかと思っていたんですが、今年もう無理かなと思っています。勤続30周年記念として特許庁からいただいた

旅行券を、まだ使用していない状況です。

- 京都での休日はどのように過ごされていますか？

私が住んでいるところは、大学から歩いて30分のところ。鴨川と吉田山にはさまれたところ。徒歩圏内に名所がたくさんありますから、よく散歩に行きます。電車に乗るとしても、20分もあれば鞍馬まで行けたりします。京都はそもそも狭い町ですから、タクシーで2,000円も払うとだいたいどこへでも行けるんです。そういう意味では、もうかなりのところへ行っています。日曜日の午後だけは、健康維持と女房孝行の目的で散歩に出るのを義務としています。

スポーツクラブにも入っています。私は引越すたびにスポーツクラブに入るんですけど、まだ1回しか行ってない。でもこれからは行こうと思っています。ちょっと体力が落ちてきたなと思っているからです。

特許庁について

- 特許庁でしておくべきだったと思われることはありますか？

庁での経験と現職の関係ということで言えば、やっぱり知財って裾野というか広がりが大きいなとあらためて実感しています。特許庁での経験というのは、本当にその中の一部だったなって身に染みて思います。

また、知財の分野って、企業の知財部の人も含めて理系の人が多いじゃないですか。特許庁の審査官も理系ですよ。理系の人というのは、単純に言えば特許法を勉強して、それで、それ以外の法律とか関連法とか一般法を勉強していくという、スタンスですよ。

ところが、この司法研究科に来ると、一般法を勉強して最後に先端科目としての知財法を勉強するという、そういう位置付けです。

司法試験で言えば、基本六法の知識を持っている人を対象にする試験だから、知財の問題もそういう問題です。だから、やっぱり民法とか民訴、審判官研修である程度勉強しますけど、しっかりと勉強しておいた方がいいと思います。

- 審査官への要望・メッセージを頂けませんか。

知的創造サイクルを想定しますと、審査官というのは、このサイクルの中の重要なステップを占めているわけです。そこで審査官がどう決断するかによって、後の状況が変わるわけだから、ものすごく審査官の影響って大きいと思います。要するに、審査官はそういう意味で国家戦略を担っているわけです。

国家として保護すべき発明を的確に見極めていくためという意味で、審査官は発明者に会ったり、現場を見たり、特許を活用をしているところの実際をどんどん見るべきだと思います。それが、当業者としての進歩性やサポート要件の判断を磨くことになると考えています。

裁判官は殺人を犯した被告人に対し、死刑、無期、有期の懲役刑を科します。そして、その刑罰の差を論理だけでは説明できず、また多数の事例の相対比較をして、忸怩たる思いを抱くことがあるそうです。審査官も、事実行為として生まれた発明のすばらしさと書面上の発明の貧弱さとのギャップや豊富な審査経験に基づく審査官としての技術的相場観を反映した直感的結論をうまく論理付けできないことのために悩むことも多いと思います。その対処としては、人が嫌がりそうなめそうな案件を積極的にやるべきだと思います。そうすることが自分の力になるということです。そういう案件というのは勉強にもなるし、やりがいにもつながると思います。

欧州の5倍、米国の2.5倍の審査処理件数をこなしても、圧死しそうなぐらいに膨大な未処理案件を抱え、ご苦労が多いことと思います。しかし、仕事を通じて成長できるすばらしい職場です。自己研鑽に励みつつ、難局を克服されることをお祈りいたしております。

- 本日はお忙しいところありがとうございました。

profile

寺山 啓進(てらやま けいしん)

2004年 弁理士登録

学歴

早稲田大学理工学部応用物理学科・東京大学大学院理学系研究科物理学専攻修士課程

職歴

1973 - 2004年

特許庁(特許審査第一部首席審査長・審判部第一部門長(計測、応用物理)・特許審査第四部長)

2004 - 2005年

三好内外国特許事務所副所長

2005年 -

同志社大学法科大学院教授

その他

1992 - 1994年

弁理士審査会臨時委員

2001 - 2002年

図書館情報大学図書館情報学部講師

2002年

金沢大学法学部講師

2004年

明治大学法学部及び大学院法学研究科兼任講師

2004年 -

発明協会アジア太平洋工業所有権センター講師

2005年 -

三好内外国特許事務所特別顧問

